

令和2年8月1日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

Tel. 04-7141-5039

## 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の「消費税の特例」について

## (1) 消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置がされました。

## ① 特例対象事業者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の連続した1か月以上の期間の事業としての収入金額が前年同時期と比べて概ね50%以上減少している事業者です。

## ② 消費税の課税選択の変更に係る特例

特例対象事業者は納税地の所轄税務署長の承認を受けることで特定課税期間以後の課税期間について課税期間の開始後であっても課税事業者を選択する(又は選択をやめる)ことができます。

この特例を適用した場合2年間の継続適用要件は適用されません。また、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合の消費税課税事業者選択不適用届出書の提出制限も適用されません。

## ③ 承認申請手続

「新型コロナ税特法第10条第1項(3項)の規定に基づく課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類を添付して次の期限までに納税地の所轄税務署長に提出します。併せて、「消費税課税事業者選択(不適用)届出書」も提出します。

課税事業者を選択する場合・・・特定課税期間の末日の翌日から2月以内

課税事業者の選択をやめる場合・・・特定課税期間の確定申告書の提出期限

## (2) 簡易課税制度の適用に関する特例

簡易課税制度の適用については消費税法第37条の2において「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことで、通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい、感染拡大防止のために緊急な課税仕入が生じたため一般課税へ変更したい等の事情がある事業者は納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより課税期間開始後であっても簡易課税を選択する(又は選択をやめる)ことができます。

## (承認申請手続)

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から2月以内に災害による「消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」と併せて「消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

「国税庁ホームページより」